

令和 4 年 6 月 5 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03389

研究課題名（和文）重国籍に関する比較法制研究

研究課題名（英文）Comparative Study for Regulations on Multiple Nationality in Asian Countries

研究代表者

佐野 寛 (SANO, HIROSHI)

岡山大学・社会文化科学研究科・特命教授

研究者番号：40135281

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国籍法の相違から発生する重国籍について、国籍法、外国人法及び国際私法を中心に、比較法制研究の方法を用いて分析・検討を行った。具体的には、重国籍を容認する傾向にある欧州諸国の法制を検討し、重国籍のあり方について、理論的な観点から、その方向性と課題を考察し、次に、重国籍発生の現状について、日本と関係が深いアジア諸国の法制を、聞き取り調査を含めて検証し、実態を明らかにした。

以上の研究から、わが国の現行法制が重国籍の発生に対して厳格である一方で、重国籍者の増加に適切に対応できているとは言えず、社会のグローバル化に対して国家戦略的な視点から国籍のあり方を検討する必要があることを提言した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、日本の国籍法が、ヨーロッパ諸国は元より、アジア諸国の国籍法に比べても重国籍の発生に対して制限的であることが明らかとなった。他方で、重国籍者自体は毎年増加しており、現行の国籍法が社会のグローバル化に対応できていないことを指摘し、重国籍者の処遇を含め、国籍のあり方を国家戦略的に再検討する必要性を提言した。このような提言は、将来の日本のあり方そのものを考える上でも重要な視点となり得るものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This Study aims to compare the regulations on multiple nationality in Asian countries and analyze the problems arising from the conflicts of Nationality Law among those countries. Firstly, we have researched on the multiple nationality systems of European countries which allow their nationals to acquire the nationality of other country. Secondly, we have made clear how people practically acquire multiple nationality in Asian countries, hearing scholar, public officers, and stuffs of NGO.

From this study, we have concluded that, compared to other Asian countries, Japanese Nationality Law prevents frequent occurrence of multiple nationality strictly. Notwithstanding that, multiple national increase every year in Japan. Thinking of this global society, we have proposed that it is necessary for us to reconsider our regulations of multiple nationality from the perspective of national strategy.

研究分野：社会科学・法学・国際法学、国際私法、国籍法

キーワード：国籍 重国籍 国籍法 外国人 市民権

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 現在、伝統的に血統主義の国籍制度を採用する諸国の大多数が父母両系主義を採用したことにより、世界的に重国籍者の数は年々増加傾向にある。わが国についても、正確な重国籍者数は不明であるが、毎年 2,000 件を超える国籍選択の届出(国籍法 14 条)があることから考えて、1984 年の国籍法改正以来でも、80,000 人近く重国籍者が増えたことになる。社会のグローバル化が進む今日では、このような傾向はますます強まるものと考えられる。

(2) この様な状況に対して、わが国の国籍法は、重国籍の発生に対して厳格であり、国籍離脱制度のほかに、国籍選択および国籍留保制度を設けるなど、重国籍の解消に関して積極的な立法政策をとっている。しかし、上述したような重国籍者の増加にみられるように、その立法目的は十分に達成されているとはいえないばかりでなく、最近になって、重国籍を容認するように求める裁判(最判平成 27 年 3 月 10 日民集 69 卷 2 号 24 頁、東京地判令和 3 年 1 月 21 日平成 30 年(行ウ)93 号など)が立て続けに提起されている状況である。

(3) また、重国籍の評価についても、かつてのような「国籍単一の原則」を維持することよりも、むしろ重国籍を容認した上で、その具体的な課題を議論するという傾向が、ヨーロッパ諸国を中心として強まっているということができる。

(4) このように、重国籍をめぐる状況は大きく変化してきており、これまでのように、単に重国籍を解消するだけではなく、重国籍者が重国籍者として生活することの課題およびその処遇の問題を正面から見据えて検討することがますます必要となっている。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究は、上述のような問題意識に基づいて、諸国の国籍法の相違から発生する重国籍の課題について、国籍法、外国人法および国際私法を中心として、比較法制研究の方法により、分析・検討を行うことを目的としている。

(2) 具体的には、第 1 に、重国籍を容認する傾向にあるヨーロッパ諸国の法制を検討し、重国籍に対する対応のあり方について、理論的な観点から、その方向性と課題を明らかにする。

(3) 第 2 に、実際の重国籍発生状況について、日本と関わりが深いアジア諸国の法制を検討するとともに、実際にそれら諸国で聞き取り調査を実施し、それらの国との重国籍発生の実態を明らかにする。

(4) 第 3 に、以上の理論的考察および実態分析を基礎として、わが国の現行の法制の問題点を浮き彫りにし、現行法制を見直す手掛かりを得る。

### 3. 研究の方法

(1) 諸国の国籍法の比較研究は、これまでも行われているが、本研究では、国籍制度だけでなく、重国籍が外国人法および国際私法に及ぼす影響についても考察する点に特色がある。また、本研究は、重国籍の発生と重国籍者の処遇について、理論面と実際面の両面から分析、考察を行うものであり、とりわけ重国籍者の処遇にまで踏み込んだ研究は、わが国においては、先行研究が乏しいものと言える。具体的には、以下のような方法で、研究を行うことにした。

(2) 第 1 に、重国籍の発生および重国籍者の処遇に関して、EU を中心としたヨーロッパ諸国における近時の議論を整理・分析することにより、重国籍の評価と重国籍者の処遇に関する理論的な課題を明らかにする。理論研究については、主として、国内外の文献、判例および立法資料を収集・分析することを中心に、適宜、関係諸国の研究者に問い合わせるなどによって実施した。

(3) わが国と関係が深いアジア諸国(韓国、中国、フィリピンなど)の研究者、実務家等に聞き取り調査を行い、日本との重国籍の現状について実態分析を行う。研究計画では、ドイツ、オーストラリアでの現地調査を予定していたが、コロナ感染症の拡大によって渡航ができず、オンラインでの聞き取りを行うことになった。研究の初年度および 2 年度は海外渡航が可能であったので、平成 29 年度には、研究分担者の伊藤がインドで、平成 30 年度には、研究代表者の佐野と伊藤がフィリピンで、さらに研究分担者の青木が韓国でそれぞれ聞き取り調査を行った。

(4) 以上の理論研究および現地調査、オンラインでの聞き取り調査を基礎として、重国籍者の

処遇に関するわが国の現行制度の問題点を析出し、現行制度を見直す基礎的な手掛かりを得る。

#### 4. 研究成果

本研究によって得られた具体的な成果は、次の通りである。

(1) まず、わが国の国籍法における重国籍の規律をヨーロッパ諸国およびアジア諸国の法制と比較し、その相違を明らかにした。その結果、重国籍の防止に関する制度が、他の国々、とりわけアジア諸国の法制と比較しても厳重であること、また国籍離脱、国籍選択、国籍留保、帰化における重国籍防止要件のように重層的であり、機能的には重複したものとなっていることを指摘した。

(2) 次に、アジア諸国の国籍法の実態調査に関しては、インド、フィリピン、韓国については実際に現地へ赴き現地の研究者、行政機関の担当者、NGOのスタッフから聞き取りを行い、それぞれの国における重国籍者の状況、その処遇について調査した。インドについては、研究分担者の伊藤が市民権法、身分登録制度および家族法の動向について調査し、その成果を「インドにおける養子縁組法」(愛知大学法学部同窓会「法学論集」6巻)としてすでに公表している。また、フィリピンについては、研究代表者の佐野および伊藤が大学、NGOで調査を行い、フィリピンにおける重国籍の発生原因、重国籍に関する認識、それに対する対応について知見を得た。それによれば、フィリピンでは、日本との重国籍の発生について必ずしも深刻な問題とは意識されていないこと、重国籍について比較的寛容な意識にあることが確認できた。その一部は、佐野「協議離婚における重国籍の子の親権者指定の準拠法について」(問答式 国際家族法の実務)において公表した。さらに、研究分担者の青木は、韓国について調査し、韓国の状況を『コリアの法と社会』(日本評論社、2020年)として公表した。同書は、第28回尾中郁夫 家族法学位奨励賞を授与されている。令和元年からは、コロナウィルス感染症の影響で海外渡航が不可能となったため、主として、オンラインで海外の研究者から情報を得る形となったが、本研究を進める上で最低限の情報を収集することはできた。

(3) 以上の理論研究および実態調査から明らかとなったことは以下の点である。

第1に、わが国の重国籍に関する現行の法制が諸外国に比べて、厳重であることである。その根拠は、「国籍単一の原則」に求められるが、ヨーロッパ諸国を中心に、「国籍単一の原則」の見直しが進んでいることを考えると、現行制度を維持するためには、これまでよりも積極的な理由づけが必要となるものと思われる。

第2に、アジア諸国においても、国籍のあり方については、国家の戦略的観点から、その制度の検討が行われていることである。例えば、韓国においては、重国籍者に国籍の選択を求めるとして、優秀な自国民が韓国籍を放棄する事態が生じており、その対策として、重国籍を容認する法改正が行われている。台湾も、中国本土との関係を考慮して、重国籍に寛容な立場が取られている。これらの諸国の態度から明らかなことは、国籍の取得・喪失について、「国民の有り様」を考慮した戦略的な構想が建てられていることである。

第3に、本研究の成果については、研究代表者、研究分担者が、それぞれ所属する学会等における発表を通じて、適宜その内容を公表した。それに加えて、研究の最終年度である2022年3月に、全体の成果報告会を岡山において開催した。成果報告会では、「グローバル化する社会における国籍の意味 - 重国籍をめぐって - 」をテーマとして、研究関係者全員が報告を行い、以下の3点について提言を行った。第1に、すでにわが国でも相当数の重国籍者が存在し、また毎年のように重国籍者数が増加していることを前提として、「国籍単一の原則」の見直しを図ることである。第2に、重国籍の容認を前提として、重国籍者の処遇、例えば公職への就任、出入国のあり方などについて検討を開始することである。第3に、わが国においても、国籍離脱者が増加していることなどを考慮し、今後、国家の戦略として、国の将来を見据えて、国籍のあり方を抜本的に検討する必要があることである。この報告会では、国際政治、政治学および憲法の研究者から貴重なコメントを得ることができ、提言の方向性については概ね賛同を得ることができた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐野 寛	4. 巻 63号
2. 論文標題 平成元年改正法例施行前における分娩による非嫡出親子関係の成立について、法の適用に関する通則法29条1項を遡求適用した事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 143-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野 寛	4. 巻 256号
2. 論文標題 婚姻無効	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 94-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 清	4. 巻 1557号
2. 論文標題 平成元年改正法例施行前における分娩による非嫡出親子関係の成立に関する準拋法決定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 244-245
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 清	4. 巻 256号
2. 論文標題 親子関係の成立	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 110-111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤 弘子	4. 巻 6巻
2. 論文標題 インドにおける養子縁組法－国際的な養子縁組および生殖補助医療ツーリズムとの関連から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 愛知学院大学法学部同窓会「法学論集」	6. 最初と最後の頁 172-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野 寛	4. 巻 156巻5・6号
2. 論文標題 国籍留保の届出が期間内になされなかったとされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 998-1003
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 清	4. 巻 66巻4号
2. 論文標題 1965年しか見ない日本、「日帝」にこだわる韓国 - 「徴用工判決」の法的分析を通して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アジア研究 (アジア政経学会)	6. 最初と最後の頁 22-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤 弘子	4. 巻 804号
2. 論文標題 国際養子縁組法制に関する国際比較	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 23-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 清	4. 巻 14号
2. 論文標題 「徴用工」判決をめぐる法的諸問題と日韓関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 南山大学アジア・太平洋研究センター報	6. 最初と最後の頁 34-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤 弘子ほか	4. 巻 782号
2. 論文標題 南アジア家族法におけるジェンダーに関する国際シンポジウムおよびセミナー	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 30-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 清	4. 巻 2号
2. 論文標題 日韓カップルの子の国籍	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 えとランデュテ (在日本法律家協会会報)	6. 最初と最後の頁 51-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野 寛	4. 巻 2巻
2. 論文標題 協議離婚における重国籍の子の親権者指定の準拠法について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 問答式 国際家族法の実務	6. 最初と最後の頁 294ノ8ノ1 - 294ノ8ノ8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐野 寛	4. 巻 56号
2. 論文標題 婚姻の届出における届出意思の準拠法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 150-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 清	4. 巻 55号
2. 論文標題 変革期の《家族》と法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 専修大学法学研修所報	6. 最初と最後の頁 130-142
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木 清	4. 巻 上巻
2. 論文標題 日韓二重国籍と氏(姓)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 21世紀民法学の挑戦ー加藤雅信先生古稀記念ー	6. 最初と最後の頁 229-246
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件(うち招待講演 1件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 青木 清
2. 発表標題 本国法の探究ー国籍と法域
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 伊藤 弘子
2. 発表標題 移民受入れをめぐる法的枠組み及び生活保障に焦点を当てて
3. 学会等名 アジア法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 青木 清
2. 発表標題 徴用工判決をめぐる - 外国判決承認、準拠法、公序 -
3. 学会等名 国際私法学会第132回研究大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 伊藤 弘子
2. 発表標題 Protection of Children-Intercountry Adoption
3. 学会等名 Web Conference on International Adoption (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 伊藤 弘子
2. 発表標題 日本の入国管理制度とグローバリゼーション-特にムスリムの定住の観点から
3. 学会等名 イスラームジェンダー学科研公開セミナー (ウエビナー)
4. 発表年 2020年



1. 発表者名 佐野 寛
2. 発表標題 親権・監護権の本案に関する国際裁判管轄と子奪取条約
3. 学会等名 国際私法学会第132回研究大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 青木 清
2. 発表標題 「徴用工」判決をめぐる法的諸問題と日韓関係
3. 学会等名 民科名古屋支部例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 青木 清
2. 発表標題 1965年しか見ない日本、「日帝」にこだわる韓国ー「徴用工判決」の法的分析を通して
3. 学会等名 2019年度アジア政経学会秋季大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊藤 弘子
2. 発表標題 Human Rights of Children Born from International Surrogacy
3. 学会等名 中華人民共和国西南政法大学首届社会進歩与医事法友展論壇（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伊藤 弘子
2. 発表標題 The Recent Japanese Situation on Parenthood-Adherence to the Tradition or The World Standard
3. 学会等名 The 16th Conference of the International Society of Family Law (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 伊藤 弘子
2. 発表標題 インド家族法における近年のインパクトー代理母と同性婚をめぐって
3. 学会等名 人間文化研究機構「南アジア地域研究推進事業」プログラム2017年度南アジアセミナー
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 青木 清 (共著)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 337頁中19章 (196-204、224 - 229担当)
3. 書名 コリアの法と社会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	青木 清  (AOKI KIYOSHI)  (80159277)	南山大学・法学部・教授   (33917)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	伊藤 弘子  (ITO HIROKO)  (90340364)	名古屋大学・法学研究科・学術研究員    (13901)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関